

国指定渡良瀬遊水地鳥獣保護区  
指定計画書（環境省案）

平成 年 月 日  
環 境 省

## 1 国指定鳥獣保護区の概要

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

渡良瀬遊水地鳥獣保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

栃木県栃木市藤岡町藤岡地先県道栃木藤岡線藤岡大橋の東側境界線と渡良瀬遊水地周囲堤敷の南側境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東進し同周囲堤の河川管理道路の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同周囲堤敷の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し渡良瀬遊水地第三調節池囲繞堤敷との交点に至り、同所から同所と同囲繞堤敷の東側境界線と同周囲堤敷の南側境界線との交点を結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同境界線北端に至り、同所から渡良瀬遊水地第三調整池の境界線を東進し同周囲堤敷の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同囲繞堤敷との交点に至り、同所から同所と巴波川左岸の渡良瀬遊水地周囲堤敷の北側境界線とを最短距離で結ぶ直線を南進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み渡良瀬遊水地第二調節池の囲繞堤敷との交点に至り、同所から同所と同囲繞堤敷の東側境界線と同周囲堤敷の西側境界線との交点を結ぶ直線を南進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同囲繞堤敷との交点に至り、同所から同所と同囲繞堤敷の東側境界線と同周囲堤敷の南側境界線との交点を結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し小山市下生井地先県道南小林・松原線松原大橋の南側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み思川左岸の堤防敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み思川左岸の河川敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し思川左岸の堤防敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同河川敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同境界線と野木町野木羽毛田地先河川管理道路北端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同道路の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し野木町野木大手箱地先道路交差点に至り、同所から同所と同道路交差点の南側道路敷地の境界線とを最短距離で結ぶ直線を南西に進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し渡良瀬川左岸の河川敷の境界線との交点に至り、同境界線を南進し野渡樋管の石積斜面の敷地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し渡良瀬川の左岸の河川敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同境界線と渡良瀬川左岸の堤防敷北端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同堤防敷の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同境界線と野木町野渡地先野渡グラウンド敷地北東端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同グラウンド敷地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同グラウンド敷地南東端に至り、同所から同所と同堤防敷の西側境界線とを最短で結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進しゴルフ場敷地の境

界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同堤防敷の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し茨城県古河市桜町地先国道 354 号線三国橋の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し埼玉県加須市向古河地先渡良瀬川右岸の堤防敷の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み谷田川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北西に進み渡良瀬遊水地第一調節池の囲繞堤敷の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み河川管理道路の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し谷田川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北西に進み群馬県板倉町海老瀬東谷地先渡良瀬遊水池周囲堤敷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同境界線とゴルフ場敷地の南西端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を東進し同ゴルフ場(資材置き場及び作業場を含む。)敷地の境界線に至り、同所から同境界線を東進し同境界線と渡良瀬運動公園の南東端とを最短で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同公園の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同囲繞堤敷との交点に至り、同所から同囲繞堤敷横断方向に引いた直線を北東に進み同囲繞堤敷の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し県道栃木藤岡線藤岡大橋の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

(指定の日) から平成 43 年 10 月 31 日まで

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

渡良瀬遊水地は、関東平野のほぼ中央に位置し、茨城県古河市、栃木県栃木市、小山市及び野木町、群馬県板倉町並びに埼玉県加須市にまたがる河川区域であり、渡良瀬川、思川及び巴波川の 3 川が合流し、洪水時には氾濫原となる。

周辺地域は、かつて度重なる大規模な洪水被害に見舞われてきた地域である。明治時代後期に谷中村が廃村となり、治水・洪水調節を目的に遊水池化が行われ、現在の渡良瀬遊水地の中には、周囲を堤防で仕切られた 3 つの調節池がある。各調節池内及び河川敷には本州最大級のヨシを主体とする湿性草地が広がり、また第一調節池内の渡良瀬貯水池(谷中湖)は広大な解放水面を有し、ヨシ原、草原のほか、河岸等にヤナギ類の樹林帯を有するなど、多様な環境を有し、700 種以上の植物が確認されている。

渡良瀬遊水地で確認された鳥類は、近年約 140 種が確認されている。主にオオヨシキリ、セッカ等の草原性の鳥類が春季から夏季に繁殖地とし、河畔林では環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のサシバの繁殖が確認されている。冬季には、数千羽のカモ類を始め、ホオジロ類、猛禽類

等多くの種が越冬地として利用しており、特に絶滅危惧 I B 類のチュウヒが多数飛来し越冬している。この他、渡りの途中に、シギ・チドリ類が湿地帯を休息・採餌場所として利用し、ツバメ等が大群で広大なヨシ原をねぐらとして利用している。

このように、当該区域は鳥類の集団渡来地として重要な区域であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥類の保護を図るものである。

## 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

### 保護管理方針

- (1) 当該区域は河川区域であるため、河川管理者等と連携協力し、鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努め、必要に応じ保全対策を講ずる。
- (2) 良好な環境の保全と治水機能の向上に配慮しながら湿地の保全及び再生を進める河川管理者の事業と連携協力して鳥獣の保全を図る。
- (3) 鳥獣類の生息に影響のない範囲で、河川管理者、関係自治体等と連携協力し、自然観察、環境学習等の場として積極的な活用を図る。

## 3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 2,861ha

内 訳

ア 形態別内訳

林 野	—ha
農耕地	22ha
水 面	708ha
その他	2,131ha

イ 所有者別内訳

国有地	2,861ha	<table> <tr> <td rowspan="3"> <table> <tr> <td rowspan="2">国有林</td> <td rowspan="2"> <table> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>文部科学省所管</td> <td>—ha</td> </tr> </table> </td> <td>制限林</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>普通林</td> <td>—ha</td> </tr> </table> </td> <td>保安林</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>砂防指定地</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>—ha</td> </tr> </table>	<table> <tr> <td rowspan="2">国有林</td> <td rowspan="2"> <table> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>文部科学省所管</td> <td>—ha</td> </tr> </table> </td> <td>制限林</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>普通林</td> <td>—ha</td> </tr> </table>	国有林	<table> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>文部科学省所管</td> <td>—ha</td> </tr> </table>	林野庁所管	—ha	文部科学省所管	—ha	制限林	—ha	普通林	—ha	保安林	—ha					砂防指定地	—ha					その他	—ha
<table> <tr> <td rowspan="2">国有林</td> <td rowspan="2"> <table> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>文部科学省所管</td> <td>—ha</td> </tr> </table> </td> <td>制限林</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>普通林</td> <td>—ha</td> </tr> </table>	国有林					<table> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>文部科学省所管</td> <td>—ha</td> </tr> </table>	林野庁所管	—ha	文部科学省所管	—ha	制限林	—ha	普通林	—ha	保安林	—ha											
				国有林	<table> <tr> <td>林野庁所管</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>文部科学省所管</td> <td>—ha</td> </tr> </table>		林野庁所管	—ha	文部科学省所管	—ha	制限林	—ha															
	林野庁所管	—ha																									
文部科学省所管	—ha																										
普通林	—ha																										
				砂防指定地	—ha																						
				その他	—ha																						
国有林以外の国有地（国土交通省所管 2,861ha）																											

地方公共団体有地	—ha	<table> <tr> <td>都道府県有地</td> <td>—ha</td> </tr> <tr> <td>市町村有地</td> <td>—ha</td> </tr> </table>	都道府県有地	—ha	市町村有地	—ha
都道府県有地	—ha					
市町村有地	—ha					
私有地等	—ha					
公有水面	—ha					

ウ	他の法令（条例を含む）による規制区域			
	自然環境保全法による地域	－ha	自然環境保全地域特別地区	－ha
			自然環境保全地域普通地区	－ha
	自然公園法による地域	－ha	特別保護地区	－ha
			特別地域	－ha
			普通地域	－ha
	文化財保護法による地域	－ha		
	河川法による地域	2,861ha		

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、関東平野のほぼ中央に位置し、茨城県古河市、栃木県栃木市、小山市及び野木町、群馬県板倉町並びに埼玉県加須市にまたがる河川区域であり、3つの調節池、渡良瀬川、思川、巴波川及び河川敷からなる。

###### イ 地形、地質等

当該区域は、標高13m前後の平坦地であり、渡良瀬川等の河川により運ばれた土壌が堆積した沖積地である。

###### ウ 植物相の概要

当該区域は、湿地特有のヨシ群落、オギ群落が優占種であるが、多様な植物が生育し、確認された植物種数は約700種にのぼる。トネハナヤスリやハナムグラ等の環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧種が約50種と多く、中には個体数も多く生育している種もある。

###### エ 動物相の概要

当該区域は、洪水時には<sup>たん</sup>湛水する河川氾濫原の特徴を有し、両生類、<sup>は</sup>爬虫類、哺乳類は種数も個体数も少なく貧弱である。

##### (2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域は河川区域であり、一部で河川管理者の許可を得て耕作が行われているのみである。当該区域及び周辺地域における農産物の鳥獣被害の実態は明らかではないが、一部でカラス類の有害鳥獣捕獲が実施されている。

#### 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

7 施設整備に関する事項

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札  | 20 本 |
| (2) 案内板       | 6 基  |
| (3) その他 (解説板) | 1 基  |